

新農業水利システム保全対策事業	事業主体 県、市町村 土地改良区等	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
-----------------	-------------------------	--------------------------

趣　　旨

農業水利システムは、我が国における食料の安定供給確保のための重要な基盤として、社会の安定及び国民の安心と健康の維持を図る上でその役割を永続的に發揮させることが不可欠である。

近年都市化・混住化や農家の減少・高齢化にともない管理能力の低下等が進行する中で、米政策改革による農業構造改革の加速化や多様な水田営農の展開に対応し、農業水利システムの役割を發揮させるためには、担い手を中心の省力的システムに再構築することが必要である。

このため、地域水田農業ビジョンの実現に向けて農業水利システムを再構築することに合意した区域において、担い手への管理の集中・増大等といった農地の利用集積等への制約要因を除去し、担い手育成に資する合理的な水利用と管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムをモデル的に構築する。

事　業　内　容

1. 農業水利システム保全計画策定事業

- ①水利施設等の機能診断
- ②水利用と管理のあり方の技術的検討
- ③農業水利システム保全計画の作成

2. 管理省力化施設整備事業

- ①除塵機の設置、分水工の自動化等の省力化のための農業水利施設の整備
- ②加圧機場の設置、調整池の設置等の畑地化、畑作本作化のための農業水利施設の整備

採　　択　　基　　準

- ・都道府県が設定する水利区域において、水利区域に係る農地の利用集積が一定以上推進されること等の目標が明確化された水利地域水田農業ビジョンが策定されていること。
- ・水利地域水田農業ビジョンと整合が保たれた農業水利システム保全計画の策定が確実と見込まれること。
- ・水利区域の農用地面積がおおむね20ha（中山間地域にあってはおおむね10ha）以上であり、かつ水利区域が属する一連の水利システムの農用地面積がおおむね100ha（中山間地域にあってはおおむね60ha）以上であること。
- ・事業実施期間　H16～H28（地区工期は5年間）　・採択期間　H16～H24

負担割合	区分	国	県	その他	備考
	農業水利システム保全計画策定に係る分	100	-	-	定額
	管理省力化施設整備に係る分	50	1	49	団体営